

公益社団法人日本馬事協会馬輸入精液証明書発給規程

制定：平成 29 年 3 月 10 日
改正：平成 29 年 5 月 24 日
改正：平成 30 年 3 月 6 日
改正：令和 2 年 3 月 6 日

(発給規程)

第1条 公益社団法人日本馬事協会(以下「協会」という。)は、家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 14 条第 1 項第 1 号の外国の政府機関等(家畜改良増殖法施行規則第 17 条の 2 の規定に基づき農林水産大臣が指定する法人を含む。以下「外国機関等」という。)が発行する馬輸入精液に係る証明書(以下「輸入精液証明書」という。)の内容を、フランスから日本向けに輸出される馬精液に係る証明書の発行条件(フランスから日本向けに輸出される馬精液に係る証明書の発行条件について(平成 29 年 2 月 2 日 28 生畜第 1804 号)の別添写し)に基づき、日本国内向けに翻訳した証明書(以下「日本国内向け証明書」という。)を発給するとともに、我が国の馬の改良増殖に資するよう精液の輸入に係る種雄馬の能力等に関する情報を整理し、優良なものについては推奨を行う。

第2条 日本国内向け証明書の発給及び精液の輸入に係る種雄馬の能力に関する情報の提供は、この規程により行うものとする。

(輸入代理店の登録)

第3条 次の各号の総てに該当する者であって次条の規定による輸入代理店の登録を受けようとするものは、様式第 1 号の申請書に登録手数料 1,100 円を添えて協会に提出しなければならない。

- (1) 輸入精液の日本における受注、輸入業務及び日本国内での配送等を一括して行う者
- (2) 外国において精液を生産し、日本に輸出しようとする者の指定を受けた者

第4条 協会は、前条の申請書を受理したときは、当該輸入代理店が国内での精液の利用上適切なものと認められない場合を除き、登録を行う。

(登録の取り消し)

第5条 協会は、輸入代理店が不正な行為を行ったとき、又は協会が国内での精液利用上適切でないと判断したときは、その輸入代理店の登録を取り消すものとする。

(日本国内向け証明書の発給)

第6条 輸入代理店は、精液を輸入したときは、様式第2号の日本国内向け証明書発給申請書、当該精液及びその輸入精液証明書を協会に提出しなければならない。

第7条 協会は、前条の申請書を受理したときは、輸入精液とその輸入精液証明書が一致するかどうかを照合し、一致する場合は、輸入精液証明書を翻訳し、精液本数に相当する枚数の様式第3号の1又は、様式第3号の2の日本国内向け証明書を発給し、一致しない場合は、日本国内向け証明書の発給は行わず、その旨を輸入代理店に通知する。

第8条 協会が行う日本国内向け証明書の発給は、第4条の規定により登録された輸入代理店のみに対して行う。

第9条 協会は、輸入代理店からの要請により、協会役職員が精液の所在地に出向き、第7条の照合を行い、日本国内向け証明書を発給することができる。

(委嘱検査員)

第10条 協会は、第7条の照合を、次の各号に掲げる者であって様式第4号の申請書を協会に提出したものの中から協会の会長(以下「会長」という。)が適当と認めた者(以下「委嘱検査員」という。)にこれを代行させることができる。ただし、委嘱検査員が不正な行為を行ったとき、又は協会が国内での精液利用上適切でないと判断したときは、その委嘱を取り消すものとする。

(1) 馬精液についての知識及び輸入業務に精通し、少なくとも1年以上の経験を有する者

(2) 協会に登録した輸入代理店に勤務又は輸入代理店の輸入業務を代行し、輸入代理店代表者の推薦を受けた者

(3) 前各号に掲げる者と同等の資格を有すると協会が認めた者

2 協会は、委嘱検査員が輸入精液の照合を行った場合は、1本につき、110円の料金を支払うものとする。

第11条 前条の規定により協会に提出された申請書の有効期限は、当該申請書を協会に提出した年度限りとする。

第12条 委嘱検査員は、第7条の照合を行ったときは、遅滞なく様式第5号の報告書を協会に提出しなければならない。

(責任の範囲)

第13条 協会の責任の範囲は、輸入精液証明書の翻訳及び日本国内向け証明書の発給に限られ、輸入精液証明書の記載内容、輸入精液の品質及び精液流通上の事故等には一切及ばないものとする。

(情報の収集・提供)

第14条 協会は、輸入精液が我が国において混乱なく利用され、馬の改良に資するよう海外における輸入精液に係る優良な種雄馬の情報を収集し、提供するよう努めるものとする。

(料金)

第15条 日本国内向け証明書の発給に係る各種の経費は、輸入代理店が負担し、その料金は次のとおりとする。

- | | |
|--|------------------------|
| (1) 登録輸入代理店年間負担費(日本国内向け証明書の発給体制を運営するための経費) | 1 輸入代理店、1年間につき、55,000円 |
| (2) 日本国内向け証明書発給料 | 1通につき、1,100円 |
| (3) 日本国内向け証明書再発給料 | 1通につき、1,100円 |

(その他)

第16条 その他、この規程に定めるもののほか、輸入精液証明書に関する必要事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月6日から施行する。

様式第 1 号

馬輸入精液に係る輸入代理店登録申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会会長 殿

申請者(社名及び代表者の氏名)

印

住 所

T E L

F A X (Mail Address)

私は、下記の者より馬精液の輸入代理店としての指定を受けたので貴協会馬輸入精液証明書発給規程第 3 条に基づき、輸入代理店登録を申請します。

なお、精液輸入にあたっては貴協会馬輸入精液証明書発給規程等を厳守いたします。

記

精液輸出者(社名及び代表者の氏名)

住 所

(注 1) 精液輸出者の指定を受けたことを証する書類を添付すること

(注 2) 日本における受注、輸入業務及び日本国内での配送等を一括して行うことが可能であることを証する書類を添付すること

様式第 2 号

日本国内向け証明書の発給申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会会長 殿

輸入代理店名(代表者の氏名)

印

貴協会馬輸入精液証明書発給規程第 6 条に基づき、下記の日本国内向け証明書の発給を受けたいので申請いたします。

記

輸入精液証明書の発行番号及び名前	左の輸入精液証明書に係る日本国内向け証明書の発給総枚数

(注) 申請の際は、外国機関等の発行する輸入精液証明書を添付すること。

日本国内向け証明書

MINISTERE DE L' AGRICULTURE, DE L' AGROALIMENTAIRE ET DE LA FORET 輸入精液証明書 Certificat d' importation de semences équinnes de FRANCE vers le JAPON			
発行第 号 / Certificat zootechnique N°			
名前 / NOM DU DONNEUR			
品種 / RACE			
登録番号/ NUMERO SIRE			
家畜登録機関名称及び登録番号 STUD BOOK ET REFERENCE			
等級 / CLASSE			
品種 / RACE	能力/CLASSIFICATION	体型/MORPHOLOGIE	等級/ CLASSE
血統証明書を有すること Inscription au stud book	A : 2級以上に該当する種畜を3頭以上生産していること A : a déjà plus de 3 produits étalons de classe 2 ou plus	ブルトン種/Breton: ≥150 cm ペルシュロン種/Percheron: ≥152 cm 半血種(輓系) /Demi sang: ≥150 cm	特級/ Exceptionnel
血統証明書を有すること Inscription au stud book	B : 2級以上に該当する種畜を1頭以上生産していること B : a déjà plus d' un produit étalon de classe 2 ou plus	ブルトン種/Breton: ≥150 cm ペルシュロン種/Percheron: ≥152 cm 半血種(輓系) /Demi sang: ≥150 cm	1
血統証明書を有すること Inscription au stud book			2
遺伝性疾患及び繁殖機能の障害 TROUBLES GENETIQUES ET DE LA REPRODUCTION		なし/AUCUN	
精液採取年月日 DATE DE COLLECTE			
雄畜飼養者の氏名及び住所又は名称 NOM ET ADRESSE DE L' ELEVEUR DU DONNEUR			
精液採取・処理者の資格、氏名及び住所 QUALIFICATION NOM ET ADRESSE DE LA PERSONNE EN CHARGE DE LA COLLECTE/PREPARATION DE LA SEMENCE			
精液採取・処理施設の名称及び住所 NOM ET ADRESSE DU CENTRE DE COLLECTE ET PREPARATION DE LA SEMENCE			
精液採取・処理の方法 METHODE DE RECOLTE ET PREPARATION DE LA SEMENCE		適/ACCEPTABLE	

上記の事項及びフランスと日本で締結された条件に適合していることを確認し、又は信ずる旨を証明する。

Certifié conforme et véritable tel que porté à ma connaissance conformément au protocole signé entre la FRANCE et le JAPON.

発行年月日

Fait à:

Le:

フランス農業・農産加工業・林業省公的獣医師

Signature du vétérinaire officiel

印

Cachet

(第〇〇〇〇〇号)

この証明書は、公益社団法人日本馬事協会馬輸入精液証明書発給規程第1条の日本国内向け証明書である。

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 印

(A5 判縦/裏)

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称 及び譲渡をした年月日	譲渡者の住所、氏名又は名称 及び譲渡をした年月日

日本国内向け証明書

(1) 家畜改良増殖法第14条第1項第1号の証明書

MINISTERE DE L' AGRICULTURE, DE L' AGROALIMENTAIRE ET DE LA FORET 輸入精液証明書 Certificat d' importation de semences équines de FRANCE vers le JAPON			
発行第 号 / Certificat zootechnique N°			
名前 / NOM DU DONNEUR			
品種 / RACE			
登録番号/ NUMERO SIRE			
家畜登録機関名称及び登録番号 STUD BOOK ET REFERENCE			
等級 / CLASSE			
品種 / RACE	能力 /CLASSIFICATION	体型 /MORPHOLOGIE	等級 / CLASSE
血統証明書を有すること Inscription au stud book	A :2 級以上に該当する種畜を 3 頭以上生産していること A : a déjà plus de 3 produits étalons de classe 2 ou plus	ブルトン種/Breton: ≥150 cm ペルシュロン種/Percheron: ≥152 cm 半血種(輓系) /Demi sang: ≥150 cm	特級/ Exceptionnel
血統証明書を有すること Inscription au stud book	B :2 級以上に該当する種畜を 1 頭以上生産していること B : a déjà plus d' un produit étalon de classe 2 ou plus	ブルトン種/Breton: ≥150 cm ペルシュロン種/Percheron: ≥152 cm 半血種(輓系) /Demi sang: ≥150 cm	1
血統証明書を有すること Inscription au stud book			2
遺伝性疾患及び繁殖機能の障害 TROUBLES GENETIQUES ET DE LA REPRODUCTION		なし/AUCUN	
精液採取年月日 DATE DE COLLECTE			
雄畜飼養者の氏名及び住所又は名称 NOM ET ADRESSE DE L' ELEVEUR DU DONNEUR			
精液採取・処理者の資格、氏名及び住所 QUALIFICATION NOM ET ADRESSE DE LA PERSONNE EN CHARGE DE LA COLLECTE/PREPARATION DE LA SEMENCE			
精液採取・処理施設の名称及び住所 NOM ET ADRESSE DU CENTRE DE COLLECTE ET PREPARATION DE LA SEMENCE			

精液採取・処理の方法 METHODE DE RECOLTE ET PREPARATION DE LA SEMENCE	適/ACCEPTABLE
--	--------------

上記の事項及びフランスと日本で締結された条件に適合していることを確認し、又は信ずる旨を証明する。

Certifié conforme et véritable tel que porté à ma connaissance conformément au protocole signé entre la FRANCE et le JAPON.

発行年月日

Fait à:

Le:

フランス農業・農産加工業・林業省公的獣医師
Signature du vétérinaire officiel

印
Cachet

(A5 判縦/裏)

(2) (1) の証明書の日本語訳

輸入精液証明書			
発行第 号			
名前			
品種			
登録番号			
家畜登録機関名称及び登録番号			
等級			
品種	能力	体型	等級
血統証明書を有すること	A : 2 級以上に該当する種畜を 3 頭以上生産していること	ブルトン種: ≥150 cm ペルシュロン種: ≥152 cm 半血種(軛系): ≥150 cm	特級
血統証明書を有すること	B : 2 級以上に該当する種畜を 1 頭以上生産していること	ブルトン種: ≥150 cm ペルシュロン種: ≥152 cm 半血種(軛系): ≥150 cm	1
血統証明書を有すること			2
遺伝性疾患及び繁殖機能の障害		なし	
精液採取年月日			
雄畜飼養者の氏名及び住所又は名称			
精液採取・処理者の資格、氏名及び住所			
精液採取・処理施設の名称及び住所			
精液採取・処理の方法		適	

上記の事項及びフランスと日本で締結された条件に適合していることを確認し、又は信ずる旨を証明する。

発行年月日

フランス農業・農産加工業・林業省公的獣医師

印 (サイン)

(第〇〇〇〇〇号)

この証明書は、公益社団法人日本馬事協会馬輸入精液証明書発給規程第1条の日本国内向け証明書である。

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 印

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称 及び譲渡をした年月日	譲渡者の住所、氏名又は名称 及び譲渡をした年月日

様式第 4 号

馬輸入精液に係る委嘱検査員申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会会長 殿

申請者氏名

⑩

勤務先の住所、名称

所 属

私は、貴協会馬輸入精液証明書発給規程第 10 条第 1 項の委嘱検査員としての委嘱を受けたいので申請いたします。

(注 1) 勤務先代表者等の推薦状を添付すること。

(注 2) 公益社団法人日本馬事協会馬輸入精液証明書発給規程第 10 条第 1 項 1 号の者にあつては、馬精液についての知識及び輸入業務に精通し、少なくとも 1 年以上の経験を有することを証する書類を添付すること。

様式第5号

輸入精液と輸入精液証明書との照合結果報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会会長 殿

委嘱検査員氏名

⑨

平成〇年〇月〇日付けで〔輸入代理店名（代表者氏名）〕から日本国内向け証明書の発給申請があった輸入精液と輸入精液証明書の照合結果を下記のとおり報告いたします。

記

発給申請総枚数	照合結果が一致していたもの	照合結果が一致していなかったもの
枚	枚	枚

(注) 照合結果が一致していなかったものについては、その説明を次に書き加えること。